

松戸市公の施設（松戸運動公園ほか8スポーツ施設）の指定管理者
の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第24号）
第5条第1項の規定に基づき、松戸運動公園ほか8スポーツ施設の管理を指定
管理者に行わせるために、指定管理者を指定します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- | | |
|---------------|-----------------|
| (1) 松戸運動公園 | 松戸市上本郷4434番地 |
| ア 武道館 | |
| イ プール | |
| ウ 野球場 | |
| エ 体育館 | |
| オ 陸上競技場 | |
| (2) 松戸市新松戸プール | 松戸市新松戸南二丁目3番地 |
| (3) 栗ヶ沢公園庭球場 | 松戸市小金原八丁目26番地 |
| (4) 金ヶ作公園庭球場 | 松戸市常盤平三丁目27番地の1 |
| (5) 松戸中央公園庭球場 | 松戸市岩瀬487番地の1 |
| (6) 松戸市新松戸庭球場 | 松戸市主水新田447番地の3 |
| (7) 松戸市小金原体育館 | 松戸市小金原六丁目4番地の1 |
| (8) 松戸市常盤平体育館 | 松戸市常盤平松葉町1番地の3 |
| (9) 柿ノ木台公園体育館 | 松戸市松戸594番地の7 |

2 指定管理者となる団体

シンコースポーツ・松戸市体育協会共同事業体

(代表団体) 東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号

シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石崎 克己

(構成団体) 千葉県松戸市上本郷4434番地 松戸運動公園内

一般財団法人 松戸市体育協会

代表理事 岡本 和久

3 指定管理の期間

平成29年4月1日から平成33年3月31日まで（4年間）

4 選定理由

審査委員会において、第1優先交渉権者となったため。

5 選定審査手順

- ・申請書類受付

平成28年8月8日（月）から平成28年8月31日（水）まで

- ・公の施設の指定管理者候補者審査委員会

第1回：平成28年9月14日（水）

第2回：平成28年10月7日（金）

- ・指定管理者候補者審査結果答申

平成28年10月7日（金）（審査委員会→教育委員会）

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出

平成28年12月6日（火）

- ・松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決

平成27年12月22日（木）

- ・指定管理者の告示

平成28年12月26日（月）

- ・指定管理者への指定の通知

平成28年12月26日（月）